

職員が安心して働ける環境を整備し、より質の高い行政サービスを提供するため、
「職員の職務の遂行に関する場合」のみ当該職員の「所属・職名・氏名」を開示します。

窓口や電話におけるお呼び出し・お問い合わせに対しては、以下の基準に基づき対応いたします。

対応いたします

原則開示・対応するケース

【基準：職務の遂行に関する場合】

- ・県の事務事業に関し、担当する職員の氏名等を開示又は、直接当該職員を呼び出す必要のある用件

→ 担当職員の「所属・職名・氏名」を原則として、開示し、丁寧かつ適切に業務を遂行いたします。

※ただし、カスタマーハラスメントや不当要求行為に該当する恐れがある場合には、開示できない場合があります。

お断りいたします

開示を拒否・回答しないケース

【基準：職務遂行に関わらない、または不当な詮索】

- ・保険や不動産などの個人的な営業活動や勧誘
- ・私的な用件による取り次ぎの要求
- ・県の事務事業に直接関係のない職員情報の執拗な詮索や調査
- ・用件が不明確な在籍確認、不審な問い合わせ

→ 職員の安全確保と良好な職場環境維持のため、氏名等の開示やお取り次ぎは行いません。

※職務遂行に関わらない個人的なセールス等は、他の県民の皆様の電話を妨げる原因となるため、固くお断りいたします。